

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの  
電力供給の協力に関する協定書

山形県

山形トヨタ自動車株式会社

山形トヨペット株式会社

トヨタカローラ山形株式会社

ネットトヨタ山形株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの  
電力供給の協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形トヨタ自動車株式会社、山形トヨペット株式会社、トヨタカローラ山形株式会社、ネッツトヨタ山形株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な限り通常業務に優先して、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両の運搬が不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

（外部給電可能な車両の充電）

第5条 外部給電可能な車両の充電は、乙が定める場所で行うほか、県企業局県営酒田風力発電所で行うことができるものとする。

（貸与期間）

第6条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(貸与期間中の移動)

第7条 貸与期間中に外部給電可能な車両の移動が必要な場合は、甲の責任において、甲が指定する者に運搬させることができるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに書面(様式第3号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第9条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第12条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第13条の規定による。

(車両保険の扱い)

第13条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第14条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、山形県内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第16条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第15条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第1号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

- 2 甲が第3条の規定による要請を行う場合及び乙が第8条の規定による報告を行う場合は書面(様式第2号及び第3号)により連絡責任者を報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第16条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練)

第17条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及活動)

第18条 甲と乙は、住民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車の普及や、災害時の車中泊について、協力して周知に取り組む。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書

面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年7月16日

甲

山形県山形市松波2-8-1

山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙

山形県山形市南一番町11-16

山形トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

鈴木吉徳

山形県山形市飯田西5-5-2

山形トヨペット株式会社

代表取締役社長

鈴木寿昭

山形県山形市南一番町1-15

トヨタカローラ山形株式会社

代表取締役社長

鈴木肇子

山形県山形市東青田5-1-1

ネットトヨタ山形株式会社

代表取締役社長

高橋 侑

様式第1号（第15条関係）

年 月 日

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先（窓口責任者）

	第1連絡先	第2連絡先
担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
FAX		
Eメールアドレス		

夜間・休日等の緊急連絡先

〈第1連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第2連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第3連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第4連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

注：夜間・休日等の緊急連絡先は4名以上の記入をお願いします。

：携帯メールアドレスについては、可能な範囲で記載をお願いします。

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

〇〇

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3・15条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡責任者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第8・15条に基づき、車両を提供しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡責任者

会社名	
職氏名	
連絡先	